

名古屋港管理組合公報

平成23年12月15日

(木曜日)

第 488 号

目 次

○平成24年度及び平成25年度の建設工事等の競争入札に参加する者の資格審査申請 1

告 示

名古屋港管理組合告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成24年度及び平成25年度において名古屋港管理組合が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（船舶製造を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請について、次のように定める。

平成23年12月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

- 第1 競争入札に参加することができない者
次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。
- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
 - 2 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
 - 3 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が平成22年7月1日から平成23年6月30日の間までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日をさかのぼって審査基準日が1年7ヶ月以内にあるもの）を受けていない者
 - 4 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業の登録を受けていない者
 - 5 その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
 - 6 入札参加資格審査申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者
 - 7 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
- 第2 入札参加資格審査の申請方法
競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところによりインターネットを利用して入札参加資格審査の申請をしなければならない。
- 1 受付期間
 - (1) 定時受付
平成24年1月4日（水）～平成24年2月15日（水）
平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで
 - (2) 随時受付
平成24年4月2日（月）～平成26年1月31日（金）
平日（日曜日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで
※ 平成24年4月11日（水）から平成24年5月2日（水）までは、システム更新のため、受付を一時停止する。
受付の再開は、平成24年5月7日（月）からとする。
 - 2 申請方法
 - (1) 申請者は「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」（以下「電子システム」という。）により申請すること。
URL：https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html
 - (2) 申請方法の詳細については、電子システムのウェブサイトにおいて示す「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約」及び操作手引書による。
- 第3 資格審査
1 資格審査は、第1の競争入札に参加できない者に該当しないことを調査する。
2 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けする。
- 第4 資格の有効期間
入札参加資格決定の日（定時受付は、平成24年4月1日（日））から平成26年3月31日（月）までとする。ただし、平成26年4月1日（火）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

第5 資格の取消

競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
- 6 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第6 その他

- 1 入札参加資格者名簿及び入札結果をウェブサイトで公表する予定である。
- 2 申請後、確認のため申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがあるので、申請は必ず書面で証明できる内容で行うこと。
- 3 平成24年度及び平成25年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
- 4 入札参加資格申請要領については名古屋港のホームページに掲載する。
URL：<http://www.port-of-nagoya.jp/>

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合